

令和5年度の年末調整について 目次

1	概要	1
2	年末調整関係入力通知書作成方法について	
(1)	個人番号入力通知書	2
(2)	所得税資料1（本人・配偶者）	4
(3)	所得税資料2（扶養親族）	6
(4)	住宅借入金通知書	8
(5)	支給済額通知書	10
(6)	年末調整前職情報通知書	12
(7)	住所（変更）通知書	14
(8)	年末調整通知書	16

●概要

この資料では税制改正等の変更点や間違いやすい項目を説明します。

詳細については、令和5年度年末調整事務資料や国税庁の資料等で必ず確認してください。

1 昨年度からの変更点（特になし）

（1）申告書の押印は不要となっておりますので、押印がされているものについて差し替え等は必要ありません。

【年末調整該当様式】

- ・令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ・令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ・令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書
- ・令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ・令和5年分 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書（連帯債務者の押印も不要です。）

（2）（1）の申告書等について、給与の支払者確認印（=收受印）も押印不要となりました。ただし、書類の提出日管理のために従前どおり押印しても差し支えありません。

2 年末調整関係入力通知書作成方法について

入力通知書	庶務S対象外所属	市町村立学校
①個人番号入力通知書	/	入力通知書作成ツール
②所得税資料		
③年末調整通知書		紙入力通知書
④住宅借入金通知書		
⑤支給済通知書		
⑥年末調整前職情報通知書		
⑦住所（変更）通知書		

個人番号入力通知書

カードNo.
1 2 3
9 9 9

決裁権者	係	記入者

通知年月日 令和 年 月 日

所属名	氏名	個人番号	摘要
所属コード	職員番号	個人番号	
4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	
			1
			2
			3
			4
			5
			6
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15

(個人番号入力通知書)

枚中 枚目

「カード No320 所得税資料」は、全職員分の入力が必須です！

<p><入力必須項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属名(4～8) ・職員番号(9～15) ・税表コード(17) ・自己該当コード(18～19) ・合計所得金額・本人(60～67) 	<p><控除対象の配偶者がいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当コード(21～22) ・配偶者(23～30) ・生年月日(31～37) ・個人番号(39～50) ・合計所得金額・配偶者(52～58)
--	---

所得税資料通知書コード表

●税表コード

区	分	コード
月額表 甲欄		1
月額表 乙欄		2
徴収猶予		3
租税条約に基づく外国人の免除		4

●配偶者該当コード

区	分	コード
源泉控除対象配偶者(本人所得900万以下かつ配偶者所得95万以下)		10
普通障害者	+ 同一生計配偶者(本人所得900万以下)	12
特別障害者	+ 同一生計配偶者(本人所得900万以下)	13
同居特別障害者	+ 同一生計配偶者(本人所得900万以下)	14
普通障害者	+ 同一生計配偶者(本人所得900万超)	16
特別障害者	+ 同一生計配偶者(本人所得900万超)	17
同居特別障害者	+ 同一生計配偶者(本人所得900万超)	18
上記以外の控除対象配偶者(年末調整のみ)		11
上記以外の配偶者特別控除該当(年末調整のみ)		15

●自己該当コード

区	分	コード
該当なし		00
障害者		01
特別障害者		02
寡婦		04
勤労学生		06
障害者	+ 寡婦	14
障害者	+ 勤労学生	16
特別障害者	+ 寡婦	24
特別障害者	+ 勤労学生	26
寡婦	+ 勤労学生	46
ひとり親		81
障害者	+ ひとり親	82
特別障害者	+ ひとり親	83
ひとり親	+ 勤労学生	84

配偶者該当コード対応表

		本人所得			
		900万以下	900万超 950万以下	950万超 1000万以下	1,000万超
配偶者所得	48万以下	障害なし	10	11	
		普通障害	12	16	
		特別障害	13	17	
		同居特別障害	14	18	
48万超 95万以下		10			
	95万超 133万以下		15		

「カード No321 所得税資料(扶養親族関係)」は、扶養親族の情報に変更があった職員のみ入力が必要です。

【注意！】

- ・給与データ入出力システム（以下「入出力システム」という。）で所得税資料を作成する際は、その都度、該当する職員に係るすべての情報を入力すること
 例えば扶養親族を追加するために「所得税資料」（カード NO.321）を作成する場合、追加する扶養親族の情報のみを入力し決裁確定すると、既存の扶養親族の情報が抹消される。
 →データが最新の入力通知書の情報に上書きされると考えてください。
- ・16歳未満の扶養親族についても入力が必要です。
 →市町村の所得証明で扶養の人数に反映されるため。
 また、1度入力すれば、該当年齢になった際に自動で控除が適用されるようになります。
- ・入力する扶養親族が1～2人でも「続番号」は入力必須です。

所得税資料通知書2（扶養親族関係）コード表

● 扶養親族該当コード							コード
区			分	族			
扶	養	親		扶	養	親	20
普	通	障	+	扶	養	親	22
特	別	障	+	扶	養	親	23
同	居	特	+	扶	養	親	24
同	居	老		扶	養	親	25
普	通	障	+	同	居	老	30
同	居	特	+	同	居	老	31

※直系尊属以外の老人扶養親族（おじ・おば等）と同居している場合は、扶養親族（コード20）を使用してください。

※申告書の記入例及び見方については、事務資料Ⅱ p42～43 を参照。

入力後は、「住宅借入金等特別控除額（ア）」が下記の計算と合っているか確認すること（合わない場合は作成誤りである可能性が高いので、申告書を再度確認すること）。

(1) 住宅の新築、取得及び増改築（コード1，2，5，6）の場合

「住宅借入金等特別控除額（ア）」（100円未満切り捨て）

= 「借入金の年末残高（イ）」×「住宅控除区分」等で決まる控除率（下記記表参照）

(2) 住宅の特定増改築（コード3，4，7，8）の場合

「住宅借入金等特別控除額（ア）」（100円未満切り捨て）

= 「特定増改築等の年末残高（ウ）」×2.0%+（「借入金の年末残高（イ）」－「特定増改築等の年末残高（ウ）」）×1.0%

【参考：入力内容の確認方法】 ※「2 税源移譲」は控除期間終了のため削除。

コード	住宅控除区分	控除率	その他
1	現行、【特定取得】、【特別特定取得】	1.0% または 0.7%	R3.12.31までに居住した場合は1.0%、R4.1.1～R4.12.31に居住した場合は0.7%の控除率となる。
3	バリアフリー改修、【特定取得】バリアフリー改修	1.0%	特定の工事によりうち250万円まで、2.0%控除となることがある
4	省エネ改修、【特定取得】省エネ改修		
5	長期優良、低炭素、ZEH水準省エネ、省エネ基準適合【特定取得】長期優良、低炭素、ZEH水準省エネ、省エネ基準適合【特別特定取得】長期優良、低炭素、ZEH水準省エネ、省エネ基準適合	1.0% または 0.7%	R3.12.31までに居住した場合は1.0%、R4.1.1～R4.12.31に居住した場合は0.7%の控除率となる。
6	東日本大震災、【特別特定取得】東日本大震災	1.2% または 0.9%	R3.12.31までに居住した場合は1.2%、R4.1.1～R4.12.31に居住した場合は0.9%の控除率となる。
7	【特定取得】三世同居対応改修	1.0%	特定の工事によりうち250万円まで、2.0%控除となることがある
8	【特定取得】耐久性向上改修		

○支給済み額通知書の作成を必要とする職員（詳細：事務資料Ⅱp32～33参照）

ア 採用前に福島県から期限付教職員等（職員番号が変更となった職員）、非常勤職員、臨時職員、会計年度任用職員として支払を受けた職員

イ 正規で退職、会計年度任用職員（パートタイム）等として採用、扶養控除申告書提出（甲欄適用）した職員

ウ その他、本通知書の作成を必要とする場合

①令和5年1月から3月の間に退職した職員に追給等があった場合

※11月に交付する源泉徴収票が最終になる、入力漏れがあった場合11月例月時に必ず入力する

11月例月時に入力できなかった場合は、職員業務課へ連絡のうえ、指示に従うこと。

②通勤手当及び宿日直手当を特例計算通知書1でインプットした際に、課税対象額が発生した場合

③給与システム対象職員で、給与の追給等や報償費を手処理で支給した場合（乙欄適用も含む。）

雇用形態 (注)	必要書類	合算方法（現在の所属が行う。）	
		前職分（の職番）	現職分（の職番）
正規→期付 期付→正規 期付→期付 (職員番号が 変更になった職員)	源泉徴収票 (支給済み額通知書の 表面に貼付する。)	支給済み額通知書 で前職分の支払額等が0円になるよ うマイナス入力する。	支給済み額通知書で前職分の支 払額等をプラス入力する。
臨時・会計年度→正規 臨時・会計年度→期付	源泉徴収票 (支給済み額通知書の表面 に貼付する)	前所属に給与支払報告書を作成・提出 しないよう連絡する。	支給済み額通知書で前職分の支 払額等をプラス入力する。
正規→臨時・会計年度 期付→臨時・会計年度	源泉徴収票 (支給済み額通知書の 表面に貼付すること)	支給済み額通知書 で前職分の支払額等が0円になるよ うマイナス入力する。	報酬等自動計算システムの賃 金台帳の「調整」行に入力し加 算する。 (操作説明書参照)

(注) 正規：期限付職員以外の「給与S用職員番号」を持った職員
期付：期限付職員（常勤講師等）・・・「給与S用職員番号」あり
臨時：嘱託員、非常勤講師（時間講師・月手当講師）、「給与S用職員番号」を持たない職員
会計年度：第1号会計年度任用職員（パートタイム）

○記入例

(1) 期付→期付の場合

新所属でのみ作成すること。旧所属で支払われた給与等がわかる源泉徴収票を貼付する。

12月の個人別明細書の「給与支払金額」、「社会保険料等の金額」及び「源泉徴収税額」の欄には、下記が印字。

新所属の新職員番号：旧所属の分を加算した金額

旧所属の旧職員番号：旧所属の支給額及び控除額（1月には印字されない。）

(2) 会計→正規の場合

新所属でのみ作成すること。旧所属で支払われた給与等がわかる源泉徴収票を貼付する。

前所属に給与支払い報告書を作成・提出しないよう連絡すること。

○本通知書の作成を必要とする職員

一 採用前の給与の支払者が民間企業や公益法人等の場合

※ 雇用形態が以下の例のように変更があった職員は、給与がすべて福島県から支払われている(源泉徴収票の支払者が福島県知事または教育事務所長)ため、「年末調整前職情報通知書」作成の対象とはならない(この場合は「支給済額通知書」(事務資料Ⅱ-35)を作成する。)

(例)期限付職員→正規職員 正規職員→期限付職員 期限付職員→期限付職員
臨時・会計年度任用職員→正規職員 臨時・会計年度任用職員→期限付職員

○本年中の前職履歴が複数ある場合

(7) 給与等支給金額・社会保険料・源泉徴収税額は、合算した額を記入すること。

(4) 支払者氏名は、直近の前職履歴についてのみ1つ記入すること。その場合、

支払者氏名の最後に必ず「ほか」を記入するとともに、記入した給与支払者以外については、備考欄にその給与支払者を記載すること。

(9) 支払者名、支払者住所及び退職年月日は、直近の支払者に係る内容を記入すること。 ※入力した源泉徴収票は通知書の余白に貼り付けてください。

○合算できる源泉徴収票について

前勤務地からの支給額等を年末調整前職通知書により合算できるのは、前勤務地で「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(以下「申告書」という。)を提出している場合(甲欄適用)であり、前勤務地において申告書を提出していなかった場合(乙欄適用)は合算しないこと。(前勤務地の乙欄適用分の所得については、本人が確定申告する必要があることを説明すること。)

前勤務先	年末調整の可否	合算の方法(作成通知書)
福島県	甲欄の給与(A)	「支給済額通知書」により合算する。
	乙欄の給与(B)	
福島県以外の団体	甲欄の給与(C)	「年末調整前職情報通知書」により合算する。
	乙欄の給与(D)	

注: 支払額等を合算して年末調整ができる。 支払額は合算できない。

◎入力例

前職が民間企業等で複数ある場合

(1) 会社A

- ・給与等支払金額: 1,234,567円
- ・源泉徴収税額: 12,345円
- ・社会保険料等の額: 123,456円
- ・退職年月日: 令和3年6月30日
- ・支払者住所: 福島市一二三町4-5
- ・支払者名: 株式会社〇〇商事

(2) 会社B

- ・給与等支払金額: 654,321円
- ・源泉徴収税額: 4,321円
- ・社会保険料等の額: 54,321円
- ・退職年月日: 令和3年9月30日
- ・支払者住所: 福島市杉妻町4-5
- ・支払者名: 株式会社〇〇証券

令和 3 年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額			源泉徴収税額																																				
			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額	税額	その他																																		
給与等	1,234,567					12,345																																				
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">(源泉)控除対象配偶者の有無等</th> <th colspan="2">配偶者(特別)控除の額</th> <th colspan="3">控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)</th> <th colspan="2">障害者の数 (本人を除く)</th> <th colspan="2">所得控除対象の所得</th> </tr> <tr> <td>有</td> <td>従有</td> <td>老人</td> <td>特定</td> <td>老人</td> <td>その他</td> <td>障害</td> <td>その他</td> <td>所得</td> <td>その他</td> <td>所得</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)		所得控除対象の所得		有	従有	老人	特定	老人	その他	障害	その他	所得	その他	所得	その他												
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)		所得控除対象の所得																																	
有	従有	老人	特定	老人	その他	障害	その他	所得	その他	所得	その他																															
社会保険料等の金額			123,456																																							
源泉徴収税額			12,345																																							

受給者番号											
役職名	[フリガナ]										
氏名	[フリガナ]										
中絶証・遺贈	既婚	未婚	年	月	日	受給者生年月日					
	○		3	3	31	年	月	日			
支払者	住所(居所)又は所在地	福島県福島市一二三町4-5									
	氏名又は名称	株式会社〇〇商事 (電話)									

乙欄に「○」がついていないか必ず確認すること。



「住所(変更)通知書」の作成上の注意点

・税情報リスト(10月例月アウトプットで配布)の住所と「令和3年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の住所が異なる場合に作成する。

・市町村コードは必ず「給与関係コード表」の第55表で確認すること。
※県外市町村で該当コードがない場合は連絡すること。

・入力時の注意点は多数あるため年末調整事務資料Ⅱを1度ご確認ください。
中でも間違いが多いのが以下の項目です。
半角カナと全角漢字は必ずセットで作成すること。
アパート名等の前に空白をとらないこと。
ローマ数字(I、II・・・)は算用数字(1、2・・・)に置き換えること

◎記入例

福島市杉妻町2-20 サンハイツⅡ棟101号室

第55表 市町村コード

(1) 県内(県外は給与関係コード表を参照のこと)

市 町 村 名	コード	市 町 村 名	コード
福島市	072010	三島町	074446
会津若松市	072028	金山町	074454
郡山市	072036	昭和村	074462
いわき市	072044	会津美里町	074471
白河市	072052	西郷村	074616
須賀川市	072079	泉崎村	074641
喜多方市	072087	中島村	074659
相馬市	072095	矢吹町	074667
二本松市	072109	棚倉町	074811
田村市	072117	矢祭町	074829
南相馬市	072125	塙町	074837
伊達市	072133	鮫川村	074845
本宮市	072141	石川町	075019
桑折町	073016	玉川村	075027
国見町	073032	平田村	075035
川俣町	073083	浅川町	075043
大玉村	073229	古殿町	075051
鏡石町	073423	三春町	075213
天栄村	073440	小野町	075221
下郷町	073628	広野町	075418
檜枝岐村	073644	檜葉町	075426
只見町	073679	富岡町	075434
南会津町	073687	川内村	075442
北塩原村	074021	大熊町	075451
西会津町	074055	双葉町	075469
磐梯町	074071	浪江町	075477
猪苗代町	074080	葛尾村	075485
会津坂下町	074217	新地町	075612
湯川村	074225	飯舘村	075647
柳津町	074233		

○振りの多い事項

- 該当項目がない職員については、作成不要であること。
- 「控除額」ではなく、「保険料」を入力すること。
- 「社会保険料(申告分)」を入力するときは、必ず「国民年金保険料等」も入力すること(該当ない場合は0埋め)。
- 所得金額調整控除について、給与要件についてはシステムで判断するため、以下のいずれかに該当する場合は、原則として入力すること。

- 1 あなた自身が特別障害者
- 2 同一生計配偶者が特別障害者
- 3 扶養親族が特別障害者
- 4 扶養親族が年齢23才未満

※3または4に該当する者が複数いる場合でも、入力は1人でよい。

◎記入例

年末調整通知書(「給与所得者の保険料控除申告書」からの転記例)

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

所属機関 福島県 福島市 福島市彩葉町2番16号	フリガナ あなたの名も 福島 太郎 あなたの仕事 福島市渡利字3丁目6号	保																																																		
<table border="1"> <tr> <th>所得区分</th> <th>所得種別</th> <th>所得額</th> <th>控除額</th> <th>所得金額</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">給与所得</td> <td>○〇年金</td> <td>31,200</td> <td>0</td> <td>31,200</td> </tr> <tr> <td>△△年金</td> <td>32,400</td> <td>0</td> <td>32,400</td> </tr> <tr> <td>〇〇年金</td> <td>40,000</td> <td>0</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>○〇年金</td> <td>40,000</td> <td>0</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>△△年金</td> <td>40,900</td> <td>0</td> <td>40,900</td> </tr> <tr> <td>△△年金</td> <td>80,000</td> <td>0</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>△△年金</td> <td>40,000</td> <td>0</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>△△年金</td> <td>38,000</td> <td>0</td> <td>38,000</td> </tr> <tr> <td>△△年金</td> <td>80,000</td> <td>0</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>△△年金</td> <td>31,500</td> <td>0</td> <td>31,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>312,000</td> <td>0</td> <td>312,000</td> </tr> </table>			所得区分	所得種別	所得額	控除額	所得金額	給与所得	○〇年金	31,200	0	31,200	△△年金	32,400	0	32,400	〇〇年金	40,000	0	40,000	○〇年金	40,000	0	40,000	△△年金	40,900	0	40,900	△△年金	80,000	0	80,000	△△年金	40,000	0	40,000	△△年金	38,000	0	38,000	△△年金	80,000	0	80,000	△△年金	31,500	0	31,500	合計		312,000	0
所得区分	所得種別	所得額	控除額	所得金額																																																
給与所得	○〇年金	31,200	0	31,200																																																
	△△年金	32,400	0	32,400																																																
	〇〇年金	40,000	0	40,000																																																
	○〇年金	40,000	0	40,000																																																
	△△年金	40,900	0	40,900																																																
	△△年金	80,000	0	80,000																																																
	△△年金	40,000	0	40,000																																																
	△△年金	38,000	0	38,000																																																
	△△年金	80,000	0	80,000																																																
	△△年金	31,500	0	31,500																																																
合計		312,000	0	312,000																																																

◆所得金額調整控除申告書◆

所得区分	所得種別	所得額	控除額	所得金額
給与所得	○〇年金	31,200	0	31,200
給与所得	△△年金	32,400	0	32,400
給与所得	〇〇年金	40,000	0	40,000
給与所得	△△年金	40,900	0	40,900
給与所得	△△年金	80,000	0	80,000
給与所得	△△年金	40,000	0	40,000
給与所得	△△年金	38,000	0	38,000
給与所得	△△年金	80,000	0	80,000
給与所得	△△年金	31,500	0	31,500
合計		312,000	0	312,000

